

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準に対する意見募集の実施について—「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量に関する意見募集—

国土交通省関東地方整備局では、「利根川・江戸川河川整備計画」の策定に向けた取り組みを進めているところです。

今回、利根川・江戸川において今後20～30年間で目指す安全の水準について、河川管理者としての考え方をお示しし、関係する住民の皆様から広くご意見を募集しますので、お知らせします。

※意見募集の期間 平成24年5月25日（金）～平成24年6月23日（土）18：00必着

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000031.html

2. 利根川・江戸川における水道水の取水障害対応

水道水の取水障害対応として茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都の要請により、藤原ダムからの放流量を増量します。

また、北千葉導水路、渡良瀬貯水池からの緊急放流を継続中ですのでお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/saigai/kyoku_dis00000053.html （ホルムアルデヒド検出）

3. 平成24年度直轄事業の事業計画等（当初）について

平成24年度直轄事業の事業計画等（当初）「平成24年5月15日時点」について、お知らせいたします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/shihon00000085.html>

4. 第2回技術講演会・出展技術発表会を開催します。

建設技術者を主な対象に、建設技術や建設技術の開発・活用の取り組みについて情報を発信し、公共工事に係る土木技術者の知識の習得及び土木技術の向上を目的として、「第2回技術講演会・出展技術発表会」を開催いたしますのでお知らせします。

日時：平成24年6月6日（水）、7日（木） 13時00分～17時00分頃（受付12時30分～）

場所：さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

内容：技術講演会

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000027.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 平成24年度国土政策関係研究支援事業の公募のお知らせ

国土政策局では、「国土政策関係研究支援事業」として、国土計画・国土政策等に関する調査・研究を行う若手研究者に対して、研究課題を広く公募し、提出された研究企画案を審査の上、優秀な研究企画案に対し、研究委託の形式による研究助成を行っています。平成24年度も以下のとおり、研究課題の公募を開始いたしましたのでお知らせします。

○提出期限：平成24年6月12日（火）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku01_hh_000016.html

2. 「復興まちづくり情報INDEX」を更新しました。

国土交通省では、復興計画に基づく事業の本格化に向けた支援の一環として、国土交通省が関係する支援施策の活用を検討されている地方公共団体を始め、復興事業に携わる皆様向けに、支援施策を幅広くとりまとめ、「復興まちづくり情報INDEX」としてホームページ上に公表しております。

この度、本資料の対象範囲の拡大等を図るとともに、支援施策の進捗等を反映する形で年度当初版として更新しましたので、お知らせします。

詳しくは、国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000033.html

3. 「下水道地震・津波対策技術検討委員会報告書」のとりまとめについて

国土交通省では、東日本大震災における被害の特徴から、被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめ、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進するため、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針を示すことを目的に、日本下水道協会と共同で、学識経験者、地方公共団体、日本下水道事業団からなる「下水道地震・津波対策技術検討委員会」（委員長：濱田政則 早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授）を設置しました。

本委員会では、被災した下水道施設の復旧及び被災地の復興に資するため、4次にわたる提言をとりまとめ、公表してきましたが、この度、委員会における審議内容のすべてを網羅した「下水道地震・津波対策技術検討委員会報告書 ー東日本大震災における下水道施設被害の総括と耐震・耐津波対策の現状を踏まえた今後の対策のあり方ー」をとりまとめましたので、お知らせします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000163.html

4. 情報発信基盤（ホームページ・広報誌・メールマガジン）に関する調査アンケート

国土交通省では広報改革の一環として、主な情報発信基盤（ホームページ、広報誌、メールマガジン）等に関する調査を行っていますのでお知らせします。上記バナーより、皆様のご意見・ご感想をお寄せ下さい。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/about/questionnaire.html>

◆◆地域の動き◆◆

美しい県土づくりの取り組みについて

山梨県 県土整備部 美しい県土づくり推進室

◆ はじめに

山梨県は世界文化遺産登録を目指している霊峰富士山をはじめ、南アルプス、八ヶ岳などの雄大な山岳を含む、3つの国立公園と1つの国定公園に周囲を囲まれ、これらの山々を源とする河川や渓谷、美しい山並みを映し出す湖など、多様で豊かな自然景観に恵まれているほか、歴史の流れを



感じさせる神社仏閣、街道沿いの宿場町や豊かに広がる農村と集落など歴史的文化的な景観も豊富です。

これらのかげがえのない良好な景観を保全・継承、さらに創造しながら次代に引き継いでいくため、本県では積極的に景観行政を推進しています。

◆ これまでのあゆみ

平成 2 年度 山梨県景観条例施行

平成 19 年度 景観行政を本格的に推進するために「美しい県土づくり推進室」を設置

平成 20 年度 市町村景観計画策定の助けとなる、県全体の景観形成の基本指針等を示した「美しい県土づくりガイドライン」を策定

平成 21 年度～・「景観計画策定事業費補助金」制度により市町村の計画策定を支援（～H23）

（全 27 市町村中、22 市町村が活用、現在 5 市村で策定済、17 市町村で策定中）

・「景観アドバイザー活用事業」により、専門家を派遣して景観施策（ソフト、ハード）を支援（毎年50回程度活用中）



景観アドバイザー派遣事例



【商店街の景観づくりに関する住民勉強会】



【眺望景観に関するワークショップ】



【橋梁塗り替えに関するワークショップ】

平成 23 年度～ ・「**景観形成モデル事業**」を創設し市町村と住民が実施する景観づくりを支援
・景観づくりを全県的かつ継続的に推進し「美しい県土」を実現するために、
「**美しい県土づくり推進会議**」を設立（現在 160 団体が参加）

平成 24 年度～ 景観に及ぼす影響が大きい**屋外広告物の適正化を推進**
以下、今年度取り組む主要な 3 つの施策について紹介させていただきます。

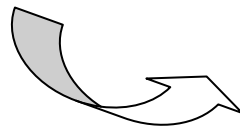
◆ 景観形成モデル事業

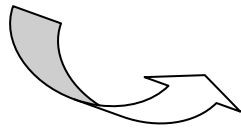
景観計画策定（見込）市町村において、具体的な景観づくりを行なうモデル地区を選定し、市町村、住民との協働による事業に補助するものです。

- 補助対象 街なみ修景、サイン整備、道路修景、緑化、屋外広告物修景、軒先修景や景観を阻害している物件の除却等
- 補助率等 市町村事業 1/2（上限 200 万円）、住民実施工事 2/5（他に市町村が 2/5、上限 120 万円、世界文化遺産候補地では上乘せ有り）
- H23 実績 山中湖村と忍野村で計 2 地区
- H24 予定 山中湖村、忍野村、富士河口湖町、身延町、北杜市、甲州市等で検討中

景観形成モデル事業のイメージ

【石畳舗装+ 電線類地中化のイメージ】





【看板、軒先修景のイメージ】

◆ 美しい県土づくり推進会議

景観づくりの主体となる各界各層の幅広い団体に参加いただき、参加団体間の交流と情報共有を促進し、全県的かつ継続的な取り組みの広がり、新たな取り組みが生まれるきっかけとなる場にしたいと考えています。また、あわせて広く県民に景観づくりの重要性を訴える場として「美しい県土づくり推進大会」を開催します。

- 大会内容 美しい県土づくりの事例報告、推進宣言、表彰等
- 参加者 県、国、市町村、公的団体、公益的事業者、NPO・活動団体および県民等
- H23 実績 160 団体により「推進会議」を設立、408 名が参加し「推進大会」を開催 (H24. 1. 30)
- H24 予定
 - ・「推進会議」を通じた参加団体間の交流と情報共有の促進
 - ・「美しい県土づくり推進大会」を平成 25 年 2 月頃開催



◆ 屋外広告物の適正化推進

屋外広告物行政としては、昭和 25 年に山梨県屋外広告物条例を制定して以来、制度の周知と違反広告物の監視や簡易除却、屋外広告物講習会の開催などを行ってきました。

特に、制度の周知啓発のため、毎年 9 月 1 日～10 日の「屋外広告物適正化旬間」においては、東京電力、NTT、広告美術業協同組合等の協力をいただきながら、駅やショッピングセンターにおける啓発チラシの配布や、主要路線を中心とした簡易除却活動等を行っています。

さらに、屋外広告物の実態と広告物に対するニーズの変化や広告技術の進歩に対応するため、昨年度末に山梨県屋外広告物条例を改正しました。

今年度より、屋外広告物監視員を全県で 6 名から 12 名に増員するなど体制を強化して、適切でない全ての物件に対し、4 年間程度で適正化（是正指導）に着手していく計画です。



◆ おわりに

景観づくりは、息の長い取り組みがなければ成し遂げられない上に、行政だけの取り組みでできるものでないことは言うまでもありません。

山梨県では、今後も景観行政を継続的に推進して参りますので、四季折々に美しいやまなしに是非お越し下さい。

